

議案第八号

港区特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

港区特定公共賃貸住宅条例（平成五年港区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「管理開始後当分の間国の補助を受けて使用料の減額を行う住宅及び」を「及び管理する住宅並びに」に改め、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

- 二 一般型住戸 特定公共賃貸住宅の住戸のうち高齢型住戸を除くものをいう。
 - 三 高齢型住戸 特定公共賃貸住宅の住戸のうち高齢者向けのをいう。
- 第三条第二項の表に備考として次のように加える。

備考 この表で定める戸数のうち高齢型住戸の戸数は、区規則で定める。

第七条第一項中「特定公共賃貸住宅の使用の申込みをしようとする者は」を「一般型住戸の使用の申込みをしようとする者は」に、「単身者用特定公共賃貸住宅」を「単身者用の一般型住戸」に改め、同項第二号中「含む」の下に「。次項第四号において同じ」を加え、同条第三項中「第一項各号」の下に「又は第二項各号」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「ときは、」の下に「第一項第一号又は」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 高齢型住戸の使用の申込みをしようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならぬ。

一 本人又は本人若しくは配偶者の親若しくは子が区内に居住していること。

二 前項第三号から第六号までに掲げる要件を満たしていること。

三 本人が六十五歳以上であること。

四 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、その者が親族であること。

第二十六条第一項第一号中「者が、」の下に「一般型住戸にあつては」を、「直系尊属」の下に「、高齢型住戸にあつては使用者の六十五歳以上の配偶者又は使用者若しくはその配偶者の六十五歳以上の直系尊属若しくは六十五歳以上の直系卑属」を加える。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

(説明)

特定公共賃貸住宅の一部の住戸を高齢者向けに転用できることとするため、本案を提出いたします。